

診療、保険のQ&A 全員討論アンケート 2025年実施 「生活習慣病管理料その後など」 所属：みなみ赤塚クリニック 氏名：高橋秀夫先生

第79回全国臨床糖尿病医会学術集会 日時:2025年4月5日(土) 会場:第一ホテル両国5F 北斎

2024年6月の診療報酬改定にて糖尿病、高血圧症、脂質異常症の3疾患が特定疾患指導管理料の対象から除外され約1年が経過した。そこで改定当初と現在での対応の違い、他の関連する項目について2025年2月にアンケート調査を行い、全国30施設の会員から回答を得た。

従来の特定疾患指導管理料は26施設65.0%で生活習慣病管理料Ⅱへ移行されていた。一部は主病名が3疾患以外の場合に特定疾患指導管理料で算定されていたが、基本的には生活習慣病管理料Ⅱでの算定が定着しているものと思われた。

生活習慣病患者レセプト1件あたりの点数は19施設で減少、18施設で変化なし、増加したのは1施設のみであった。処方管理加算が算定できなくなったことなどで大半の施設で減収になっていた。

療養計画書の書式は当初、現在と変更なしが27施設、簡素化したのが9施設であり、なるべく負担のかからないことを基本にして、細部は各施設にて工夫がなされていた。

療養計画書への記載を拒否した患者はほとんど見受けられなかったが、他の疾患を主病名として特定疾患療養管理料で算定している施設が大半であった。

DX加算は算定している22施設、算定していない18施設と分かれていた。DX加算に関しては先日の診療報酬の見直しにより従来の1段階からマイナ保険証の利用率などに応じて3段階の点数(8点、10点、11点)に見直しがなされた。加算1は利用率30%以上の増加が必要とされ、マイナ保険証の利用率が頭打ちの現状からすると大半の施設はこれまでと変わらない点数での算定になってい

と思われる。ここに国のマイナ保険証普及率を高めた意図が感じ取れる。

ベースアップ評価料を算定しているのは13施設、していないのは27施設と算定していない施設が大半であった。以前よりは算定要件が簡素化されたとはいえ、厚生局への届け出、報告は煩雑であり、なかなか広がりを見せていないのが実情である。

電子処方箋は薬局での普及率は現在63.2%と高率になっているが病院は9.9%、医科診療所は3.9%と普及は進んでいない。薬局にとっては薬の重複チェックがしやすくなるなどのメリットがあるのであろうが、医療機関への普及が進まなければ絵に描いた餅になりかねないであろう。

1

第79回全国臨床糖尿病医会 全員討論アンケート

2025年2月実施
生活習慣病管理料その後など

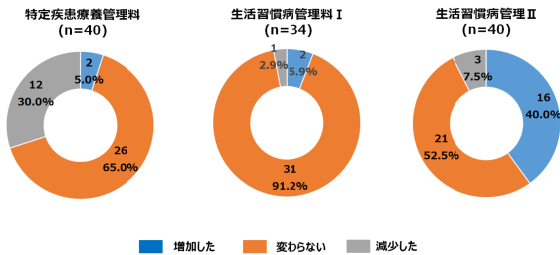
みなみ赤塚クリニック 高橋秀夫

2

1) 現時点での生活習慣病に関する算定割合(概数で結構なので10%刻みでご記入ください)

特定疾患療養管理料		生活習慣病管理料Ⅰ		生活習慣病管理料Ⅱ	
	%		%		%
平均	16.4	平均	2.5	平均	71.0
中央値	10	中央値	0	中央値	80
回答数	39	回答数	40	回答数	39

2) 6月と比較して算定割合は？



2) 6月と比較して算定割合は？ そうなった理由と対策、工夫について

6月と比較して算定割合が変化した理由と対策、工夫についてご記載ください

通院患者の95%以上は糖尿病であり、そのうちのインスリン治療者30%を除いた患者には、原則的に生活習慣病管理料Ⅱを6月から適用し、以後も同様に経過している。

5月より同意書を取得していたため6月より生活習慣病管理料の算定がスムーズであったと思います。6月は特定疾患で算定して徐々に生活習慣病管理料へ移行した症例も多いです。

特定疾患対象患者は司疾患に対する処方ばほないため、なるべく生活習慣病Ⅱへの移行を進めている。

いつもの診察に書類作成するのみなので、まったく変わりません。

特定疾患療養管理料を算定可能な合併症を検索した

病名を見直し、糖尿病、高血圧、高脂血症の患者に生活習慣病管理料Ⅱを算定するようにした

新患が増えたため

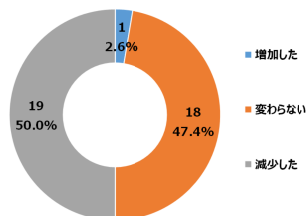
諦めています 何も工夫してません

ins導入で管理料へ変更、初診増加などがあり、総合的にはあまり変化はありませんでした。

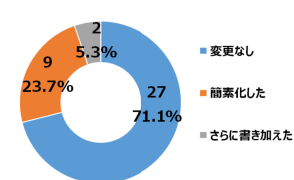
工夫といってもなかなかできません。特定疾患 取れるPtlはできるだけ特定疾患でとっています。

特定疾患はDM、HT、DLがダメになったので、それが生活Ⅱに流れたが、可能なものは特定にのこした。

3) 生活習慣病患者レセプト1件当たりの点数は？ (n=38)



4) 療養計画書の書式は？ (n=38)



療養計画書の書式の具体的変更点をご記載ください

脂質異常症の基準を記載した

2回目からの療養計画書は口頭で述べるようにしている事。なるべく療養指導は看護師、栄養士からの指導を中心にしてもらうように

当院のフォーマットを作成、スタッフが記入しやすいものへ変更した。

初回用と2回目以降の用紙をまとめたものにした。

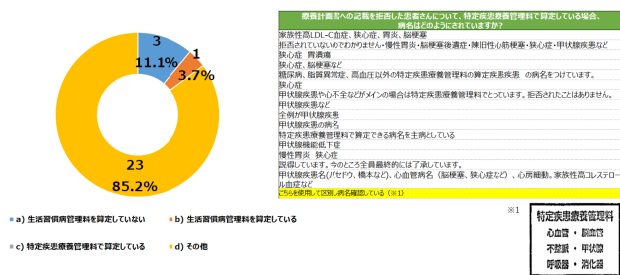
定型文を選択して入力できるよう、電子カルテを変更した

オープンカルテ活用

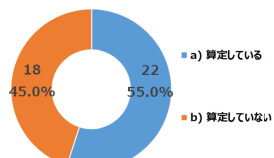
新規に作成した

目標は血糖・血圧・脂質に対してしっかり定め、そこに達成しているか、いないかを明記するだけに止めた。

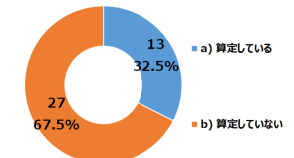
5) 療養計画書への記載を拒否した患者のその後



6) DX加算 (n=40)



7) ベースアップ評価料 (n=40)



8) 地域包括療養加算など、他に追加算定されている項目があればご記載ください

地域包括療養加算など、他に追加算定されている項目があればご記載ください

地域包括診療加算
感染対策向上加算
地域包括療養加算 外来感染症対策向上加算 機能強化加算
地域包括療養加算、時間外対応加算2、初診時機能強化加算
昨秋より地域包括療養加算の算定を始めた
地域包括診療加算1
在宅自己注射管理料が17%あります。
透析予防指導管理料

生活習慣病療養計画書(初回用)

生活習慣病療養計画書(初回用)

患者氏名: 〇〇〇 性別: 〇 年齢: 〇 病歴: 〇 家族歴: 〇 社会歴: 〇

1. 主訴: 〇〇〇

2. 現病歴: 〇〇〇

3. 既往歴: 〇〇〇

4. 家族歴: 〇〇〇

5. 社会歴: 〇〇〇

6. 検査結果: 〇〇〇

7. 診断: 〇〇〇

8. 治療方針: 〇〇〇

9. 経過観察: 〇〇〇

10. その他: 〇〇〇

医師: 〇〇〇 看護師: 〇〇〇 栄養士: 〇〇〇

自院資料

生活習慣病療養計画書(継続用)

自院資料

医療DX推進体制整備加算の見直し

ポイント

- 令和6年10月～、マイナ保険証利用率等に応じて、3段階の点数に見直し(+3点、+2点)
- 加算1：2は「マイナポータル」の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じることを施設基準の要件化。

令和6年6月～9月	令和6年10月～
医療DX推進体制整備加算1(1点)	医療DX推進体制整備加算1(1点)
医療DX推進体制整備加算2(1点)	医療DX推進体制整備加算2(1点)
医療DX推進体制整備加算3(1点)	医療DX推進体制整備加算3(1点)
医療DX推進体制整備加算4(1点)	医療DX推進体制整備加算4(1点)
医療DX推進体制整備加算5(1点)	医療DX推進体制整備加算5(1点)
医療DX推進体制整備加算6(1点)	医療DX推進体制整備加算6(1点)
医療DX推進体制整備加算7(1点)	医療DX推進体制整備加算7(1点)
医療DX推進体制整備加算8(1点)	医療DX推進体制整備加算8(1点)
医療DX推進体制整備加算9(1点)	医療DX推進体制整備加算9(1点)
医療DX推進体制整備加算10(1点)	医療DX推進体制整備加算10(1点)
医療DX推進体制整備加算11(1点)	医療DX推進体制整備加算11(1点)
医療DX推進体制整備加算12(1点)	医療DX推進体制整備加算12(1点)
医療DX推進体制整備加算13(1点)	医療DX推進体制整備加算13(1点)
医療DX推進体制整備加算14(1点)	医療DX推進体制整備加算14(1点)
医療DX推進体制整備加算15(1点)	医療DX推進体制整備加算15(1点)
医療DX推進体制整備加算16(1点)	医療DX推進体制整備加算16(1点)
医療DX推進体制整備加算17(1点)	医療DX推進体制整備加算17(1点)
医療DX推進体制整備加算18(1点)	医療DX推進体制整備加算18(1点)
医療DX推進体制整備加算19(1点)	医療DX推進体制整備加算19(1点)
医療DX推進体制整備加算20(1点)	医療DX推進体制整備加算20(1点)
医療DX推進体制整備加算21(1点)	医療DX推進体制整備加算21(1点)
医療DX推進体制整備加算22(1点)	医療DX推進体制整備加算22(1点)
医療DX推進体制整備加算23(1点)	医療DX推進体制整備加算23(1点)
医療DX推進体制整備加算24(1点)	医療DX推進体制整備加算24(1点)
医療DX推進体制整備加算25(1点)	医療DX推進体制整備加算25(1点)
医療DX推進体制整備加算26(1点)	医療DX推進体制整備加算26(1点)
医療DX推進体制整備加算27(1点)	医療DX推進体制整備加算27(1点)
医療DX推進体制整備加算28(1点)	医療DX推進体制整備加算28(1点)
医療DX推進体制整備加算29(1点)	医療DX推進体制整備加算29(1点)
医療DX推進体制整備加算30(1点)	医療DX推進体制整備加算30(1点)
医療DX推進体制整備加算31(1点)	医療DX推進体制整備加算31(1点)
医療DX推進体制整備加算32(1点)	医療DX推進体制整備加算32(1点)
医療DX推進体制整備加算33(1点)	医療DX推進体制整備加算33(1点)
医療DX推進体制整備加算34(1点)	医療DX推進体制整備加算34(1点)
医療DX推進体制整備加算35(1点)	医療DX推進体制整備加算35(1点)
医療DX推進体制整備加算36(1点)	医療DX推進体制整備加算36(1点)
医療DX推進体制整備加算37(1点)	医療DX推進体制整備加算37(1点)
医療DX推進体制整備加算38(1点)	医療DX推進体制整備加算38(1点)
医療DX推進体制整備加算39(1点)	医療DX推進体制整備加算39(1点)
医療DX推進体制整備加算40(1点)	医療DX推進体制整備加算40(1点)
医療DX推進体制整備加算41(1点)	医療DX推進体制整備加算41(1点)
医療DX推進体制整備加算42(1点)	医療DX推進体制整備加算42(1点)
医療DX推進体制整備加算43(1点)	医療DX推進体制整備加算43(1点)
医療DX推進体制整備加算44(1点)	医療DX推進体制整備加算44(1点)
医療DX推進体制整備加算45(1点)	医療DX推進体制整備加算45(1点)
医療DX推進体制整備加算46(1点)	医療DX推進体制整備加算46(1点)
医療DX推進体制整備加算47(1点)	医療DX推進体制整備加算47(1点)
医療DX推進体制整備加算48(1点)	医療DX推進体制整備加算48(1点)
医療DX推進体制整備加算49(1点)	医療DX推進体制整備加算49(1点)
医療DX推進体制整備加算50(1点)	医療DX推進体制整備加算50(1点)
医療DX推進体制整備加算51(1点)	医療DX推進体制整備加算51(1点)
医療DX推進体制整備加算52(1点)	医療DX推進体制整備加算52(1点)
医療DX推進体制整備加算53(1点)	医療DX推進体制整備加算53(1点)
医療DX推進体制整備加算54(1点)	医療DX推進体制整備加算54(1点)
医療DX推進体制整備加算55(1点)	医療DX推進体制整備加算55(1点)
医療DX推進体制整備加算56(1点)	医療DX推進体制整備加算56(1点)
医療DX推進体制整備加算57(1点)	医療DX推進体制整備加算57(1点)
医療DX推進体制整備加算58(1点)	医療DX推進体制整備加算58(1点)
医療DX推進体制整備加算59(1点)	医療DX推進体制整備加算59(1点)
医療DX推進体制整備加算60(1点)	医療DX推進体制整備加算60(1点)
医療DX推進体制整備加算61(1点)	医療DX推進体制整備加算61(1点)
医療DX推進体制整備加算62(1点)	医療DX推進体制整備加算62(1点)
医療DX推進体制整備加算63(1点)	医療DX推進体制整備加算63(1点)
医療DX推進体制整備加算64(1点)	医療DX推進体制整備加算64(1点)
医療DX推進体制整備加算65(1点)	医療DX推進体制整備加算65(1点)
医療DX推進体制整備加算66(1点)	医療DX推進体制整備加算66(1点)
医療DX推進体制整備加算67(1点)	医療DX推進体制整備加算67(1点)
医療DX推進体制整備加算68(1点)	医療DX推進体制整備加算68(1点)
医療DX推進体制整備加算69(1点)	医療DX推進体制整備加算69(1点)
医療DX推進体制整備加算70(1点)	医療DX推進体制整備加算70(1点)
医療DX推進体制整備加算71(1点)	医療DX推進体制整備加算71(1点)
医療DX推進体制整備加算72(1点)	医療DX推進体制整備加算72(1点)
医療DX推進体制整備加算73(1点)	医療DX推進体制整備加算73(1点)
医療DX推進体制整備加算74(1点)	医療DX推進体制整備加算74(1点)
医療DX推進体制整備加算75(1点)	医療DX推進体制整備加算75(1点)
医療DX推進体制整備加算76(1点)	医療DX推進体制整備加算76(1点)
医療DX推進体制整備加算77(1点)	医療DX推進体制整備加算77(1点)
医療DX推進体制整備加算78(1点)	医療DX推進体制整備加算78(1点)
医療DX推進体制整備加算79(1点)	医療DX推進体制整備加算79(1点)
医療DX推進体制整備加算80(1点)	医療DX推進体制整備加算80(1点)
医療DX推進体制整備加算81(1点)	医療DX推進体制整備加算81(1点)
医療DX推進体制整備加算82(1点)	医療DX推進体制整備加算82(1点)
医療DX推進体制整備加算83(1点)	医療DX推進体制整備加算83(1点)
医療DX推進体制整備加算84(1点)	医療DX推進体制整備加算84(1点)
医療DX推進体制整備加算85(1点)	医療DX推進体制整備加算85(1点)
医療DX推進体制整備加算86(1点)	医療DX推進体制整備加算86(1点)
医療DX推進体制整備加算87(1点)	医療DX推進体制整備加算87(1点)
医療DX推進体制整備加算88(1点)	医療DX推進体制整備加算88(1点)
医療DX推進体制整備加算89(1点)	医療DX推進体制整備加算89(1点)
医療DX推進体制整備加算90(1点)	医療DX推進体制整備加算90(1点)
医療DX推進体制整備加算91(1点)	医療DX推進体制整備加算91(1点)
医療DX推進体制整備加算92(1点)	医療DX推進体制整備加算92(1点)
医療DX推進体制整備加算93(1点)	医療DX推進体制整備加算93(1点)
医療DX推進体制整備加算94(1点)	医療DX推進体制整備加算94(1点)
医療DX推進体制整備加算95(1点)	医療DX推進体制整備加算95(1点)
医療DX推進体制整備加算96(1点)	医療DX推進体制整備加算96(1点)
医療DX推進体制整備加算97(1点)	医療DX推進体制整備加算97(1点)
医療DX推進体制整備加算98(1点)	医療DX推進体制整備加算98(1点)
医療DX推進体制整備加算99(1点)	医療DX推進体制整備加算99(1点)
医療DX推進体制整備加算100(1点)	医療DX推進体制整備加算100(1点)

厚生労働省ホームページから
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001277499.pdf>

マイナ保険証利用率の設定について

ポイント

- 令和6年10月、15%、10%、5%からスタート。令和7年1月に基準を引上げ。

	令和6年10月～12月	令和7年1月～3月
適用時期	令和6年10月～12月	令和7年1月～3月
加算1	15%	30%
加算2	10%	20%
加算3	5%	10%

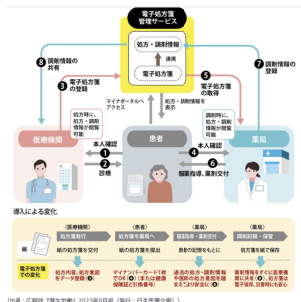
※令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年末を目途に検討、設定。

厚生労働省ホームページから
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001277499.pdf>

6

厚生労働省ホームページから
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001277499.pdf>

7



厚生労働省ホームページから<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001380625.pdf>

電子処方箋の要件について

- ・ 令和6年度診療報酬改定で新設された「医療DX推進体制整備加算」の施設基準においては、電子処方箋の導入が要件とされ、令和7年3月末までの経過措置が設けられている。
- ・ この要件に関して、医療DX推進体制整備加算はマイナ保険証利用を進めることで算定可能であり、電子処方箋は令和6年6月時点で導入してなくても、令和7年3月末までの経過措置期間中でも算定可能であるが、届出の導入予定時期は未定又は空欄で差し支えない旨をQAで案内

【「疑義解釈資料の送付について（その2）」（令和6年4月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）】

問4 医療DX推進体制整備加算の施設基準において、「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和4年10月28日付案生発1028第1号医政発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。）に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有していること。」とされており、また、当該施設基準については、令和7年3月31日までの間は経過措置が設けられているが、電子処方箋について、届出時点で未導入であっても、当該加算は算定可能か。

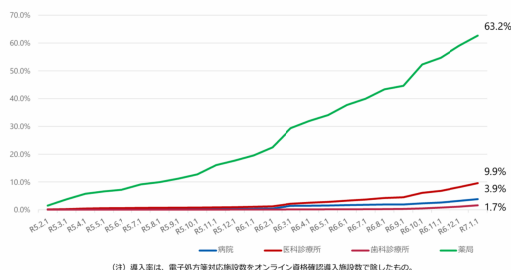
（答）経過措置が設けられている令和7年3月31日までの間は、算定可能。なお、施設基準通知の別添7の様式1の6において、導入予定時期を記載することになっているが、未定又は空欄であっても差し支えない。

問5 医療DX推進体制整備加算の施設基準で求められている電子処方箋により処方箋を発行できる体制について、経過措置期間終了後も電子処方箋を未導入であった場合、届出後から算定した当該加算についてどのように考えればよいか。

（答）経過措置期間終了後は、当該加算の算定要件を満たさないものとして取り扱う。

厚生労働省ホームページから
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001277499.pdf>

電子処方箋導入率



（注）導入率は、電子処方箋対応施設数をオンライン資格確認導入施設で除したものである。

厚生労働省ホームページから<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001380625.pdf>

HPKIカード

